

知事が同意した妻籠水道水源保全地区内の行為に係るモニタリング調査結果について

水大気環境課

1 経過

- (1) 平成29年4月7日、東海旅客鉄道株式会社から妻籠水道水源保全地区内（南木曾町）におけるリニア中央新幹線の中央アルプストンネルの建設工事に関して、事前協議書が提出（長野県水環境保全条例施行後初めての事前協議）
- (2) 4月25日、県環境審議会に水源への影響及び同意する際の条件について諮問
- (3) 平成30年3月13日、県環境審議会から答申（専門委員会を設置し5回にわたり検討）

○水源に影響が及ぼす事態を否定できないが、現状で明確に判断することは困難
 ○同意する際には、南木曾町が必要とする最大取水量の確保、観測体制の強化など13項目の条件を付することを求める。

- (4) 3月27日、J R東海に対する知事回答（14項目の条件を付して同意）【別紙のとおり】（答申の13項目+付帯意見を踏まえ、1項目（モニタリング結果の定期的な報告）を追加）
- (5) J R東海から、令和元年5月に「妻籠水道水源保全地区における平成30年度の調査結果について」提出

2 平成30年度調査の概要

- 調査地点を36地点設定（うち観測井2地点新設）
- 今回は工事着工前の調査
- 今後も月1回の調査を継続し、前年度分が判明後、県環境審議会へ報告

妻籠水道水源保全地区の概要

水道名	みどりのつまご 三留野妻籠簡易水道（南木曾町）
水源種別・取水量	湧水（第1水源、第2水源）・実績：496.6m ³ /日（平成27年度）
給水人口	1,613人（平成26年3月現在）
指定年月日・面積	平成11年12月9日・85ha

妻籠水道水源保全区域内における行為の概要（平成29年4月7日事前協議書提出）

行為の種類	土石類の採取その他土地の形質の変更（中央アルプストンネル）	
行為地から水道の取水位置までの距離	第1水源：約440m 第2水源：約390m	
施工方法等	(1) 土地の形質変更面積 (2) 行為作物の種類及び規模	約1.26ha 延長：約900m、幅：約14m



別 紙

(様式第1号)

長野県指令 29 水大第 378 号
愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番4号
東海旅客鉄道株式会社
中央新幹線推進本部
中央新幹線建設部名古屋建設部
部長 松野 篤二 様

平成 29 年 4 月 6 日付けで協議のあった妻籠水道水源保全地区内の土石類の採取その他土地の形質の変更（トンネル）については、長野県水環境保全条例第 12 条第 1 項の規定により次の条件を付して同意します。

平成 30 年 3 月 27 日

長野県知事 阿部 守一

(条 件)

1 水量について

- (1) 南木曾町が妻籠水道水源として必要とする最大取水量（平常時 477.1m³/日、緊急時 718.5 m³/日）を確保すること。

2 モニタリング調査について

- (1) 大崖沢の土石流堆積物の上に浅層の観測井と中央新幹線の計画路線付近の深層の観測井を設置し観測体制を強化すること。
- (2) 妻籠水道水源の湧水量を把握するなどトンネル工事による影響の有無を確認できる体制を整備すること。
- (3) 観測井の水位変動が自然現象によるものなのか人為的トンネル工事によるものなのか判断できるように、観測井の水位について、施工前、施工中及び施行後一定期間（5年間）観測を行うこと。
- (4) モニタリング調査の結果について、県へ定期的に報告すること。

3 施工について

- (1) 平成 29 年 4 月 6 日付けで提出された「水道水源保全地区内行為事前協議書」（以下「事前協議書」という。）及び関係法令等に基づき、妻籠水道水源に影響が生じないように施工に努めること。
- (2) 第 5 回専門委員会に提出した施工フロー（別紙）に基づき施工すること。
- (3) 施工により妻籠水道水源に影響が生じた場合を想定し、施工及びモニタリング方法等について予め対策を確保しておくこと。
- (4) 万が一、妻籠水道水源に影響が生じた場合は、速やかに南木曾町及び長野県に報告するとともに必要な対策を実施すること。

4 情報提供について

- (1) 工事に関する情報は積極的に提供するとともに、南木曾町と情報提供の方法、手段等について取り決めを行うこと。
- (2) トンネル工事により発生するリスクを整理し、そのリスクに対する対応策を地元の説明すること。

5 その他

- (1) 事前協議書に記載している事項と状況が大きく変わる又は変わる恐れがある場合は、速やかに南木曾町及び長野県に報告すること。
- (2) 南木曾町からトンネル工事箇所への立入の求めがあった場合は、出来る限り応じること。
- (3) 南木曾町から要請があれば、妻籠水道水源の保全等に関する事項について文書による確認を行うように努めること。

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、行政不服審査法の規定により、長野県知事に対して審査請求をすることができます。(なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、審査請求をすることができなくなります。)

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から6か月以内に、長野県を被告として(訴訟において長野県を代表する者は長野県知事となります。)、長野地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

長野県水環境保全条例（抜粋）

（水道水源保全地区の指定）

第 11 条 知事は、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 3 条第 1 項に規定する水道の水源（以下「水道水源」という。）を保全するため特に必要な区域を、その区域を管轄する市町村長の申出により、水道水源保全地区として指定することができる。

- 2 前項の規定によるほか、知事は、市町村長から他の市町村の区域に係る水道水源保全地区の指定の要請があった場合は、関係市町村長の意見を聴いて水道水源保全地区の指定をすることができる。
- 3 知事は、水道水源保全地区を指定しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議し、及び長野県環境審議会の意見を聴かなければならない。

（水道水源保全地区内における行為の事前協議）

第 12 条 水道水源保全地区内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事に協議し、その同意を得なければならない。

- （1）ゴルフ場の建設
- （2）廃棄物の最終処分場の設置
- （3）土石類の採取その他の土地の形質の変更で、変更に係る土地の面積が規則で定める規模を超えるもの（規則で定める規模：1ha）

- 2 知事は、前項の協議があったときは、関係市町村長及び長野県環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 第 1 項の同意には、水道水源の保全のために必要な限度において条件を付することができる。

（中止命令等）

第 13 条 知事は、前条第 1 項の規定に違反し、又は同条第 3 項の規定により同意に付せられた条件に違反した者に対して、その行為の中止を命じ、又は相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

（報告及び検査等）

第 14 条 知事は、水道水源保全地区における水道水源の保全のために必要な限度において、第 12 条第 1 項の同意を受けた者に対して、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

- 2 知事は、水道水源保全地区における水道水源の保全のために必要な限度において、その職員に第 12 条第 1 項の協議に係る土地に立ち入り、当該協議に係る行為の実施状況を検査させ、又は当該行為の水道水源に及ぼす影響を調査させることができる。

（罰則）

第 24 条 第 13 条の規定による命令に違反した者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

- 2 第 12 条第 1 項の規定に違反した者又は同条第 3 項の規定により同意に付せられた条件に違反した者は、6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。
- 3 第 14 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第 2 項の規定による立入検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、20 万円以下の罰金に処する。